

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン若しくはロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによる かがり		41円
包 装		41円
抜 き 返 し		38円
返 し		11円

4 効力発生の日 令和7年7月17日